

○半田市商業振興条例

平成二十一年十二月二十五日

条例第三十五号

(目的)

第一条 この条例は、商業の振興が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定と地域経済の活性化を促進し、もつて地域社会の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域経済団体 半田商工会議所、半田市商店街連合会その他本市商業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- 二 商店会 市内における商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条第一項に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条第一号に規定する事業協同組合又は発展会をいう。
- 三 商業者 市内において商業(規則で定める業種をいう。)を営む者をいう。
- 四 事業者 市内において大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)を設置する者、当該大規模小売店舗の運営管理を行う者及び当該大規模小売店舗において小売業を営む者をいう。

(基本方針)

第三条 商業活動は、地域の人々の暮らしを支え、市民が文化的な生活を営む上で重要な役割を果たすことを認識し、市、地域経済団体、商店会、商業者及び事業者が連携して、市民の理解と協力のもとに、商業振興及び地域貢献のための施策を推進していくことを基本とする。

(市の責務)

第四条 市は、第一条の目的を達成するため、国、愛知県、地域経済団体等の関係機関と連携を図りながら、商業振興のための施策を実施するものとする。

(地域経済団体の責務)

第五条 地域経済団体は、市と協力して、商業振興のために次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 消費者に支持される商店及び商店会づくり
- 二 消費者及び商業者への情報提供
- 三 商業者間における情報交換及び連携強化
- 四 商業者の経営革新支援事業
- 五 商業者の創出及び育成事業
- 六 観光振興事業との連携

(商店会の責務)

第六条 商店会は、生活に必要な利便、良質な商品、地域に密着したサービス等を提供するとともに、商店会を中心とするにぎわいのある地域コミュニティの形成を目指して、規則に定める地域貢献事業の実施に努めるものとする。

- 2 商店会は、会員相互の連携強化を図るとともに、組織の充実に努めるものとする。
- 3 商店会は、市及び地域経済団体が行う商業振興のための施策の実施に協力するものとする。

(商業者の責務)

第七条 商業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化に努めるとともに、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立ち、地域経済団体及び商店会への加入に努めるものとする。

- 2 商業者は、地域経済団体及び商店会と連携し、市民の良好な生活環境に配慮した事業展開を行うとともに地域貢献事業の実施に努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、大規模小売店舗立地法第四条の指針に基づき、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するとともに、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立ち、地域経済団体及び商店会への加入に努めるものとする。

- 2 事業者は、地域経済団体及び商店会と連携し、地域貢献事業の実施に努めるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する地域貢献事業の他に、店舗の閉鎖又は店舗における核テナント（大規模小売店舗等である建物の床を店舗の用に供するため、当該大規模小売店舗を営む者と賃貸借契約を締結した相手方のうち、その賃貸に係る床面積が最も大きいものをいう。）が撤退する場合においては、地域経済及び周辺環境が受ける影響を少なくするための措置の実施に努めるものとする。

(地域貢献計画書等の提出)

第九条 大規模小売店舗を代表する事業者は、規則で定めるところにより、地域貢献計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 大規模小売店舗を代表する事業者は、地域貢献計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、地域貢献変更計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(地域貢献計画書等の公表)

第十条 市長は、前条の規定により提出された地域貢献計画書及び地域貢献変更計画書の内容を公表するものとする。

(指導又は助言)

第十一条 市長は、地域経済団体、商店会、商業者及び事業者に対し、必要に応じて指導又は助言を行うことができる。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。